

第127回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年2月22日（水曜日）
午前10時

開催場所

東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 永代の間

（末尾記載の会場ご案内図をご参照
ください。）



丸八倉庫株式会社

証券コード 9313

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限りご出席はお控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

目次

第127回定時株主総会招集ご通知…	1
株主様へのお願い……………	2
株主総会参考書類……………	3
添付書類 事業報告……………	14
連結計算書類……………	32
計算書類……………	45
監査報告書……………	55

議案

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役5名選任の件
第4号議案	監査役2名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件
第6号議案	退任取締役および退任監査役 に対する退職慰労金贈呈の件

(証券コード：9313)
2023年2月6日

株 主 各 位

東京都江東区富岡二丁目1番9号
丸八倉庫株式会社
代表取締役社長 峯 島 一 郎

第127回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年2月21日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 永代の間
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項

- (1) 第127期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第127期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maru8.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主様へのお願い

- ・ 本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・ ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・ 当日の当社役員および株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用して対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項の詳細な説明は一部省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maru8.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第127期期末配当につきましては、安定的配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭とする。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額94,739,104円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年2月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、定款の一部を次のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) その他法令改正に伴う条数の整備、字句の修正等所要の変更をするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した時の監査役の任期の満了する時までとする。	(監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4. (現行どおり)

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

候補者が選任された場合の任期は、定款の定めにより第129回（2025年2月）定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

みね しま いち ろう

峯島 一郎

再任

生年月日

1960年3月8日生

所有する当社の株式の数

174,518株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
1997年4月 当社営業第二部長
2000年2月 当社取締役営業第二部長
2000年4月 当社取締役営業企画部長
2000年12月 当社取締役営業部長
2006年3月 当社常務取締役営業担当
2010年2月 当社常務取締役営業本部長
2015年2月 当社取締役副社長
2016年4月 当社取締役副社長営業管掌ならびに統括補佐
2017年2月 丸ハクリエイト株式会社取締役（現在に至る）
2017年2月 当社代表取締役社長（現在に至る）

選任理由

企業経営に関する高い見識と当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有するとともに、2017年代表取締役社長に就任以来、当社の成長と企業価値向上へリーダーシップを発揮していることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

みや ざわ ひろ もと

宮沢 浩元

再 任

■ 生年月日

1962年11月8日生

■ 所有する当社の株式の数

8,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2010年 4 月 三菱UFJ信託銀行株式会社営業第5部長
2012年12月 同社九州法人営業部長
2015年10月 当社総合企画部長
2016年 2 月 当社取締役総合企画部長
2016年 4 月 当社取締役総合企画部長兼情報システム部長
2017年 2 月 丸八クリエイト株式会社取締役（現在に至る）
2017年 2 月 当社常務取締役総合企画部長兼情報システム部長
2021年 1 月 当社常務取締役（現在に至る）

選任理由

当社の経営企画全般に携わり、当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有していることから、今後とも当社の成長と企業価値向上への貢献が見込まれるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3

たに けん じ

谷 健次

再 任

■ 生年月日

1959年3月24日生

■ 所有する当社の株式の数

11,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 8 月 当社入社
2008年 4 月 当社総合企画部次長
2014年 4 月 当社情報システム部長兼品質管理部長
2016年 4 月 当社総務部長兼品質管理部長
2017年 2 月 当社取締役総務部長兼品質管理部長
2021年 1 月 当社取締役総務部長兼情報システム部長兼品質管理部長
（現在に至る）

選任理由

当社の管理部門に携わり、当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有していることから、今後とも当社の成長と企業価値向上への貢献が見込まれるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

やま ぐち まさ し
山口 正志

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

■ 生年月日

1949年 5 月 5 日生

■ 所有する当社の株式の数

0株

1998年 6 月 株式会社ヤマタネ取締役
2002年 6 月 同社常務取締役
2006年 4 月 同社代表取締役専務取締役
2012年 7 月 株式会社創和エンジニアリング専務取締役
2012年 9 月 同社代表取締役社長
2016年 2 月 当社取締役（現在に至る）

選任理由および期待される役割の概要

同業他社において永年にわたり経営に携わり、当社事業内容に関連した豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

さ とう ひさ かず
佐藤 久和

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

■ 生年月日

1950年 11 月 11 日生

■ 所有する当社の株式の数

0株

1993年 5 月 株式会社三菱銀行西早稲田支店長
1995年 5 月 同社心斎橋支店長
2000年 4 月 株式会社東京三菱銀行名古屋法人新規室長
2008年 6 月 斎久工業株式会社常務取締役営業本部長
2011年 6 月 同社常務取締役営業推進本部長
2016年 2 月 当社取締役（現在に至る）

選任理由および期待される役割の概要

金融機関および建設業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有しており、社外取締役として、今後も当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者峯島一郎氏および宮沢浩元氏は、当社の子会社であります丸八フリエイト株式会社の取締役を兼務しております。
3. 山口正志氏および佐藤久和氏は、社外取締役候補者であります。両氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。当社は両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と

して届け出ております。両氏が再選された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 当社は、会社法第427条第1項および定款の定めるところにより、山口正志氏および佐藤久和氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏が再選された場合は、同契約を継続する予定であります。なお、社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
 - ・社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。各候補者が取締役 に再選された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 第3号議案が承認された場合の経営体制

個々の役員について、知見・経験を有する分野、社外役員に特に期待する分野は下記のとおりであります。

	企業経営・ 経営戦略	財務・会計	IT・DX	人事・人材 開発	営業	不動産	現業オペレ- ーション	法務・ リスク 管理
峯島一郎	●		●		●	●	●	●
宮沢浩元	●	●		●	●	●		●
谷健次	●	●	●	●			●	●
山口正志	●	●		●			●	
佐藤久和	●	●			●	●		

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役渡邊勝之氏および木下和彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

候補者が選任された場合の任期は、定款の定めにより第131回（2027年2月）定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	1	わた なべ かつ ゆき 渡 邊 勝 之	再 任
■ 生年月日	1967年12月8日生	略歴、地位および重要な兼職の状況	
■ 所有する当社の株式の数	1,000株	2016年 5 月 三菱UFJ信託銀行株式会社札幌支店長 2019年 4 月 同社藤沢支店長兼平塚支店長 2021年10月 当社顧問 2022年 2 月 当社常勤監査役（現在に至る） 2022年 2 月 東北丸八運輸株式会社常勤監査役（現在に至る） 2022年 2 月 丸ハクリエイト株式会社監査役（現在に至る）	
選任理由	金融機関での豊富な知識と経験を活かし、幅広い見地から当社の監査に反映していただき、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしまして、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者
番号

2

み き や す し
三木 康史

新任

社外

独立

生年月日

1958年 9月21日生

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2009年 3月 株式会社三菱東京UFJ銀行インド総支配人
2011年10月 日立化成株式会社経営戦略本部事業戦略室企画担当部長
2018年 8月 東洋電機製造株式会社社外監査役
2019年 6月 岩崎通信機株式会社社外監査役
2021年 6月 同社取締役（監査等委員）（現在に至る）

選任理由

金融機関および製造業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有するため、幅広い見地から当社の監査に反映していただき、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしまして、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊勝之氏は、当社の子会社であります東北丸八運輸株式会社および丸ハクリエイト株式会社の監査役を兼務しております。
3. 三木康史氏は、新任監査役候補者であります。
4. 三木康史氏は、社外監査役候補者であります。同氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届け出を行う予定であります。
5. 当社は、三木康史氏が監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項および定款の定めるところにより、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。渡邊勝之氏および三木康史氏が監査役に就任された場合は、両氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

きのした かず ひこ
木下 和彦

社外

独立

■生年月日

1953年1月21日生

■所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1998年4月 株式会社三和銀行川崎支店長
2000年4月 同社東京法人営業第1部部长
2002年5月 株式会社UFJ銀行ロンドン支店長
2006年4月 東洋カーマックス株式会社執行役員総務部長
2009年4月 同社常務取締役
2011年10月 同社専務取締役
2013年7月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事
2019年2月 当社監査役（現在に至る）
2019年8月 株式会社インデックス取締役（現在に至る）

選任理由

2019年2月から2023年2月までの4年間、当社の社外監査役を務め、当社の事業内容に精通されており、また、永年にわたる金融機関等での豊富な経験と知識を活かし、幅広い見地から当社の監査に反映していただき、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木下和彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木下和彦氏は現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 木下和彦氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届け出を行う予定であります。
5. 当社は、木下和彦氏が監査役に就任された場合は、会社法第427条第1項および定款の定めるところにより、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。木下和彦氏が監査役に就任された場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 第126回定時株主総会で選任された補欠監査役井置延明氏は、一身上の都合により2023年2月22日をもって補欠監査役を辞任いたします。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます鈴木順一氏および監査役を退任されます木下和彦氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期および方法につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

本議案の株主総会への付議は、役員退職慰労金内規に沿って取締役会で決定しており相当であると判断しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

すず き じゅん いち
鈴木 順一

略歴

2021年 2 月 当社取締役営業部長（現在に至る）

きの した かず ひこ
木下 和彦

略歴

2019年 2 月 当社監査役（現在に至る）

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているもののウィズコロナの下での各種政策の効果もあって経済社会活動の正常化も段階的に進んでおり、景気は持ち直しの動きがみられつつあります。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化等の地政学リスクに加えて、世界的な物価高騰や金融引き締め等を背景とした景気下振れリスクの高まりに十分に注意する必要があり、内外経済の動向は不透明感が拭えない状況にあります。

このような経済情勢にあって、物流業界におきましては保管残高数量・金額ともに前年同月を上回る水準にて推移する傾向がみられつつあるものの、人手不足等に加えて燃料価格をはじめとする物価高騰等により全般的にコストが上昇しているほか競争の激化等もあり、厳しい状況が続いております。また、不動産賃貸業界におきましても、新型コロナウイルス感染症や景気動向等の影響に伴い、賃料水準や需給関係の各データは総じて弱含みにて推移しております。

このような状況の下、当社グループは、内外の環境変化に的確に対応しながら、さらなる成長を果たしていくために新中期経営計画（2022－2026）の具体的各施策を展開してまいりました。物流事業における具体的施策としては、既存倉庫の稼働率は安定的かつ高い水準にて推移しており、各種経費の削減にも取り組み、営業収益の確保に努めてまいりました。また、きめ細かなサービスを提供しながら、既存顧客との取引拡大や新規顧客の獲得に努めてまいりました。このほか、埼玉県所沢市の新規倉庫ならびに千葉県八街市の新規文書保管センターも本格的に稼働開始となり、将来の収益力増強に向けて事業基盤の増強も図られつつあります。不動産事業における具体的施策としては、賃貸マンションや賃貸オフィスビル等が安定的に稼働しており、不動産賃貸料収益の増加に努めてまいりました。

この結果、売上高は不動産事業収入が増加したものの荷動きの低調な推移に伴い物流事業収入が減少したことにより前期比59百万円（1.2%）減の4,763百万円となりました。また、営業利益は各種経費の削減に努めたものの設備投資に伴う減価償却負担の増加等により前期比169百万円（22.8%）減の572百万円となり、経常利益は前期比155百万円（21.2%）減の577百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比146百万円（28.8%）減の360百万円となりました。なお、新中期経営計画の主要指標であるEBITDA（償却前利益）は前期比79百万円（6.6%）減の1,119百万円となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

① 物流事業

物流事業では、保管料収入や貸倉庫料収入が前期比で増加したものの荷動きの低調な推移に伴い荷役料収入が減少したことにより売上高は前期比60百万円減の4,133百万円となり、セグメント利益は設備投資に伴う減価償却負担増加により前期比154百万円減の702百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業では、賃貸マンション・賃貸オフィスビルが安定的に稼働したことにより売上高はほぼ前期並みの630百万円となり、セグメント利益は前期比10百万円増の306百万円となりました。

事業部門別売上高および営業利益

区 分	売 上 高 (千円)			営 業 利 益 (千円)		
	(第127期)	(第126期)	増減額	(第127期)	(第126期)	増減額
物 流 事 業	4,133,344	4,193,593	△60,249	702,212	856,306	△154,094
不 動 産 事 業	630,520	629,750	769	306,996	296,518	10,478
合 計	4,763,864	4,823,344	△59,479	1,009,209	1,152,824	△143,615

(注) 事業部門別営業利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました主な設備投資は、八街営業所笹引2号倉庫の建設費等502百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

八街営業所笹引2号倉庫

② 建設仮勘定の内容

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金および運転資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況

区 分	第124期 (2018年 12月1日から 2019年 11月30日まで)	第125期 (2019年 12月1日から 2020年 11月30日まで)	第126期 (2020年 12月1日から 2021年 11月30日まで)	第127期 (当連結会計年度) (2021年 12月1日から 2022年 11月30日まで)
売 上 高 (千円)	5,037,686	4,918,748	4,823,344	4,763,864
経 常 利 益 (千円)	658,106	737,864	733,822	577,964
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る (千円) 当 期 純 利 益	437,654	474,204	506,471	360,366
1 株 当 た り (円) 当 期 純 利 益	74.85	79.57	84.99	60.53
総 資 産 (千円)	16,005,788	16,997,245	18,406,422	18,382,535
純 資 産 (千円)	9,572,042	9,891,183	10,329,727	10,636,585

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 千円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
東北丸八運輸株式会社	20,000	93.75	物 流 事 業
丸ハクリエイト株式会社	60,000	100.00	不 動 産 事 業

(注) 当事業年度末における特定完全子会社はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、ウィズコロナの下での各種政策の効果等により景気持ち直しの動きが期待されるものの、世界的な金融引き締め等により内外経済が下振れするリスクがあるほか、物価上昇や金融資本市場の変動の影響等に留意を要する状況が続くものと思われれます。

このような状況の下、当社グループは、新中期経営計画（2022－2026）の施策を着実に遂行しながら事業環境の大幅な変化に的確に対応しながら、物流事業セグメントならびに不動産事業セグメントにおける収益基盤の増強を図りつつ、企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

当社グループは、安定的かつ持続的な成長を実現することにより、企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保・向上を目指すため、以下の基本方針を掲げてまいります。

①営業力・営業基盤の強化

「外部情報ネットワークの活用」「個々の営業マンの能力向上に向けた人材育成」「物流管理システムの開発」「3PLノウハウの改善」等を通じて営業力・営業基盤の強化を目指してまいります。

②事業基盤の拡大・強化

物流事業セグメントでは新規倉庫の建設により保管能力の増強が実現されつつあります。また、不動産事業セグメントにおいても新規資産の取得により、当社事業基盤の拡大・強化を目指してまいります。

③ガバナンスの強化

「強固な財務基盤の維持」を前提としながら、「資本政策」「コンプライアンス体制」等の強化を目指してまいります。

(11) 主要な事業内容

倉庫業、倉庫賃貸業、貨物荷捌業、貨物自動車運送事業、不動産の売買・仲介・賃貸および管理ならびにコンサルテーションを主に行っております。

(12) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

名 称					所在地	名 称					所在地
高	橋	営	業	所	東京都江東区	埼	玉	営	業	所	埼玉県所沢市
若	洲	営	業	所	//	草	加	営	業	所	埼玉県草加市
葛	西	営	業	所	東京都江戸川区	八	街	営	業	所	千葉県八街市
板	橋	営	業	所	東京都板橋区	仙	台	営	業	所	宮城県仙台市

② 子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
東 北 丸 八 運 輸 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区卸町東四丁目1番11号
丸 八 ク リ エ イ ト 株 式 会 社	東京都江東区富岡二丁目1番9号

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従 業 員 数
物 流 事 業	94名
不 動 産 事 業	6名
全 社 (共 通)	15名
合 計	115名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均人員数（パート49名）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
54名	+ 4 名	44.5歳	18.0年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,214,234千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,702,500
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	776,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 19,200,000株
- ② 発行済株式の総数 7,300,000株（自己株式1,378,806株を含む。）
- ③ 株主数 1,107名
- ④ 大株主およびその持株数

株 主 名	持 株 数	持株比率
尾 張 屋 土 地 株 式 会 社	1,639,203株	27.68%
山 崎 商 事 株 式 会 社	400,150	6.76
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	327,400	5.53
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	205,000	3.46
養 命 酒 製 造 株 式 会 社	200,000	3.38
峯 島 一 郎	174,518	2.95
有 限 会 社 藍 屋	174,500	2.95
ホ 一 子 キ 株 式 会 社	155,000	2.62
大 豊 建 設 株 式 会 社	140,000	2.36
有 限 会 社 八 峯	132,000	2.23

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,378,806株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	峯 島 一 郎	丸八フリエイト株式会社 取締役
常務取締役	宮 沢 浩 元	丸八フリエイト株式会社 取締役
取締役	谷 健 次	総務部長兼情報システム部長兼品質管理部長 営業部長 東北丸八運輸株式会社 取締役
取締役	鈴 木 順 一	
取締役	山 口 正 志	
取締役	佐 藤 久 和	
常勤監査役	渡 邊 勝 之	丸八フリエイト株式会社 監査役 東北丸八運輸株式会社 監査役
監査役	園 田 邦 一	
監査役	木 下 和 彦	株式会社インデックス 取締役

- (注) 1. 2022年2月25日開催の第126回定時株主総会において渡邊勝之氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2022年2月25日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、井置延明氏は監査役を辞任いたしました。
3. 山口正志氏および佐藤久和氏は、社外取締役であります。
4. 園田邦一氏および木下和彦氏は、社外監査役であります。
5. 園田邦一氏および木下和彦氏は金融機関の出身者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役山口正志氏および佐藤久和氏ならびに監査役園田邦一氏および木下和彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役山口正志氏および監査役園田邦一氏は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役および監査役の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

監査役の報酬は、毎年2月の監査役会にて、常勤、非常勤および職務等を勘案して協議のうえ決定しております。

役員報酬は、固定報酬と退職慰労金とで構成されており、業績連動報酬は採用しておりません。固定報酬は毎月定額を金銭にて支給しており、退職慰労金については当社内規に従って役位と在任期間に応じて積み立てております。

固定報酬は、当社の持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を図るうえで、各役員が果たすべき役割の対価として機能することを目的とし、世間水準等を勘案しながら原則として役位ごとに固定報酬の額を決定しております。

退職慰労金は、固定報酬の月額と役位別の乗率に従って各年度の積立額を算出してお

り、株主総会の決議を経て支給されております。

取締役の役員報酬は、各年度の新役員体制が確定される毎年2月の取締役会にて、各取締役の「役位」「職務」「貢献度」等に応じて報酬額を決定しております。取締役会では社外取締役、社外監査役も出席のうえで透明性が確保された審議がなされております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2009年2月26日開催の第113回定時株主総会において月額12,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬限度額は、1990年2月27日開催の第94回定時株主総会において月額2,500千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

ハ. 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	76,873 (8,100)	76,873 (8,100)	— (—)	— (—)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	21,319 (11,194)	21,319 (11,194)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	98,192 (19,294)	98,192 (19,294)	— (—)	— (—)	10 (5)

(注) 1. 上記には、2022年2月25日開催の第126回定時株主総会をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額14,489千円（取締役12,121千円、監査役2,368千円（うち社外取締役および社外監査役分2,143千円））が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役 木下和彦氏は、株式会社インデックスの取締役を兼務しております。
なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 山 口 正 志	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席いたしました。 同業他社において永年にわたり経営に携わり、当世事業内容に関連した豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、主に永年にわたる物流業における経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役 佐 藤 久 和	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席いたしました。 金融機関および建設業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 園 田 邦 一	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 木 下 和 彦	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

二. 社外役員の親族関係
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	22,750千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	22,750千円

(注) 会計監査人の報酬等において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別できないため、その合計額を記載しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会で選定した監査役により解任後最初に招集される株主総会で、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障が認められる場合等、その他必要があると判断される場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任または、不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

総則として当社の内部統制システム構築は、①以下に定めるところにより実行すべきものとし、かつ内部統制システムについて不断の見直しによって、その都度改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的としております。

① 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役の決裁等に関する文書等の取扱いは、会社規則に定めるところにより行うことにしております。

ロ. 上記規則の改廃は取締役会規則に基づき取締役会の決議とすることにしております。

ハ. 監査役の要求がある場合は、速やかに提出いたすことにしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理については、会社規則等で定めるところにより、各部門で必要に応じて研修、マニュアル等の作成、配布を行うことにしております。

ロ. 新たに生じたリスクの対応は、対応責任者を決め、対処することにしております。

③ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決するため、常勤取締役で組織する経営会議で審議することにしております。

ロ. 事業部門の目標値として年度予算を設定し、それに基づく業務管理を行うことにしております。

ハ. 取締役は、委嘱された担当部門を職務分掌規程に基づき、職務権限に規定された基準内で職務執行することにしております。

ニ. 業務の運営の状況を把握し、改善するために内部監査を実施することにしております。

ホ. 内部監査は定期的に行うため、その都度監査項目および実施方法を検討し、監査項目に漏れがないか確認し、行うことにしております。

ヘ. 内部監査結果、コンプライアンス、定款および会社諸規則に反する行為があった場合、速やかに代表取締役社長に報告し、対処することにしております。

ト．子会社の運営状況ならびに重要案件の立案、調査、検討、決定の機関として、原則毎月開催される定例会議は、当社の常勤取締役全員が議事録を回覧し、確認の必要な事項については当社取締役が助言等を行うことにしております。また、子会社の取締役会には当社の取締役および監査役が出席しており、子会社の職務の執行を監督することにしております。

- ④ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ．従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、取締役は、担当部門の従業員にコンプライアンスおよび社内諸規則等を、時宜に応じて適切な研修体制を構築することにしております。
 - ロ．取締役は、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営をするための行動の指針を定めた企業倫理規則、企業倫理委員会規則の周知徹底を、従業員に対して行うことにしております。
- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ．当社は、子会社の自主責任経営を尊重しつつも、子会社の業務の適正を確保するため、子会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備することにしております。
 - ロ．定期的に子会社におけるリスク管理の有無を監査することにしております。
 - ハ．内部監査で、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役社長および担当部署に報告し、対処することにしております。
 - ニ．当社と子会社との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引または会計処理を防止するため、経理担当者は子会社の担当者と十分な情報交換を行うことにしております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役から要請がある場合、取締役の指揮命令に服さない専属の使用人を配属することにしております。
- ⑦ ⑥の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役の要請に応じて監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得て行うことにしております。

- ⑧ 当社・子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることにしております。
 - ロ. イの報告事項として、常勤監査役が出席する経営会議で取締役は担当事項を速やかに報告することにしております。
 - ハ. 報告を行った使用人等は、監査役への情報提供を理由として不利な取り扱いを一切受けないことにしております。
 - ニ. 子会社の監査役は、当社の常勤監査役が兼任しており、子会社の定例会議の内容について報告を受けております。
 - ホ. 企業倫理委員会による内部通報制度が行動規程により整備されており、当社および子会社の正規従業員に限らず、臨時従業員や関連会社従業員からの匿名による通報を受け体制が整備されております。なお、違反通報・報告による不当な扱いは一切受けないことにしております。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の要請に応じて職務を補助する人事を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、監査役が出席する企業倫理委員会で審議することにしております。
 - ロ. 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないことにしております。
 - ハ. 監査役が必要と認める監査費用（会計監査人・弁護士等への相談費用も含む）は、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担することにしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、内部監査人および内部監査統括責任者による評価のもと、事業年度末における整備、運用が適切であることを確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グルー

プの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「お客様に完全な業務を提供する」「社業の発展を通じて市民生活の向上に貢献する」「人間尊重の経営に徹する」を経営理念とし、経営基盤の強化と業績安定・向上に努めてまいりました。

当社は、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、株主の皆様が適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定しております。また、一定の場合には当社が対抗措置をとることを明らかにし、当社株式等の大規模買付行為によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないようにしております。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

なお、当社株式等の大規模買付行為に関する本対応策は、2015年7月10日開催の当社取締役会において導入を決議し、当社第120回および第123回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。その後、2022年2月25日開催の当社第126回定時株主総会において、有効期間を2025年2月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとして、株主の皆様のご承認を得ております。詳細につきましては、「第126回定時株主総会招集ご通知」（下記URL）7頁から26頁に記載の議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」をご参照ください。
<https://www.maru8.co.jp/pdf/ir/22020401.pdf>

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,361,447	流 動 負 債	1,569,562
現 金 及 び 預 金	932,449	営 業 未 払 金	111,918
受取手形及び営業未収入金	316,560	短 期 借 入 金	100,000
そ の 他	112,437	1年内返済予定の長期借入金	926,296
固 定 資 産	17,021,087	未 払 金	29,256
有 形 固 定 資 産	14,823,702	未 払 費 用	104,980
建 物 及 び 構 築 物	8,301,748	未 払 法 人 税 等	68,943
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	404,775	未 払 消 費 税 等	16,755
土 地	5,988,965	前 受 金	193,584
そ の 他	128,213	災 害 損 失 引 当 金	5,985
無 形 固 定 資 産	107,650	そ の 他	11,843
借 地 権	72,372	固 定 負 債	6,176,387
そ の 他	35,277	長 期 借 入 金	4,866,438
投資その他の資産	2,089,734	繰 延 税 金 負 債	540,805
投 資 有 価 証 券	1,343,932	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	131,026
差 入 保 証 金	443,725	長 期 預 り 保 証 金	615,930
会 員 権	9,978	そ の 他	22,187
退 職 給 付 に 係 る 資 産	122,842	負 債 合 計	7,745,949
繰 延 税 金 資 産	26,974	純 資 産 の 部	
そ の 他	142,282	株 主 資 本	10,342,718
資 産 合 計	18,382,535	資 本 金	2,527,600
		資 本 剰 余 金	2,046,936
		利 益 剰 余 金	6,958,146
		自 己 株 式	△1,189,963
		その他の包括利益累計額	267,430
		その他有価証券評価差額金	267,430
		非 支 配 株 主 持 分	26,436
		純 資 産 合 計	10,636,585
		負債及び純資産合計	18,382,535

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

単位：千円

科 目					金 額	
売上	上	高				4,763,864
売上	上	原				3,593,462
売上	上	総	利	益		1,170,401
販売費	及	び	一	般	管	理
営業	業		利	益		598,102
営業	業	外	収	益		572,299
						43,386
受取	取	利	息		117	
受取	取	配	当	金	39,313	
その他		の		他	3,956	
営業	外	費	用			37,722
支払	払	利	息		37,573	
支払	払	手	数	料	149	
経常	常	利	益			577,964
特別	別	利	益			186
有形	固	定	資	産	186	
売却						
特別						47,491
有形	固	定	資	産	2,651	
除却						
損失						
投資	有	価	証	券	3,887	
評価						
損失					40,953	
税金	等	調	整	前		530,659
当期						
純						
利益						
法人	税、	住	民	税	180,222	
及び						
事業						
税						
法人	税	等	調	整	△11,123	169,099
額						
当期						361,559
純						
利益						1,193
非	支	配	株	主		
に						
帰						
属						
する						
当期						
純						
利益						360,366

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年12月1日残高	2,527,600	2,046,936	6,693,127	△1,165,567	10,102,095
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△95,347		△95,347
親会社株主に帰属する 当期純利益			360,366		360,366
自 己 株 式 の 取 得				△24,396	△24,396
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）					
連 結 会 計 年 度 中 の 変動額合計	—	—	265,019	△24,396	240,623
2022年11月30日残高	2,527,600	2,046,936	6,958,146	△1,189,963	10,342,718

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2021年12月1日残高	202,389	202,389	25,242	10,329,727
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△95,347
親会社株主に帰属する 当期純利益				360,366
自 己 株 式 の 取 得				△24,396
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	65,040	65,040	1,193	66,234
連 結 会 計 年 度 中 の 変動額合計	65,040	65,040	1,193	306,857
2022年11月30日残高	267,430	267,430	26,436	10,636,585

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 2 社 |
| ② 連結子会社の名称 | 東北丸八運輸株式会社
丸八クリエイティブ株式会社 |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

償却原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法に基づく原価法

有形固定資産は次の償却方法を採用しております。

建物

定額法

但し、1998年3月31日以前に取得した建物については、定率法を採用しております。

建物附属設備

定額法

構築物

定額法

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備、構築物については、若洲営業所を除いて定率法を採用しております。

機械及び装置

定額法

その他

定率法

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物

7年～59年

機械装置及び運搬具

2年～17年

その他

3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、取得価額の5%に到達した翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額の差額を5年間にわたり均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において貸倒引当金は計上しておりません。

ロ. 災害損失引当金

災害により被災した建物等の原状回復費用の支払いに備えるため、その見積額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に充てるため、内規に基づき、連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 物流事業

倉庫業務

主な履行義務は、寄託を受けた貨物の保管及び入出庫荷役業務を行うことであり、保管業務では、寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役業務では、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、貸倉庫業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。また、倉庫業務のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

運送業務

主な履行義務は、貨物自動車等による貨物の運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取り以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

物流事業の取引の対価については、履行義務を充足してから概ね2ヶ月で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 不動産事業

主にマンション、オフィスビル等の賃貸業務を行っており、不動産賃貸業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ハ. ヘッジ方針

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。

金利リスクのある負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。

ヘッジ手段及びヘッジ対象について毎決算期末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、物流事業の一部において、水道光熱費等の顧客が使用したものに係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は、従来の方針に比べて30,799千円減少し、売上原価も同様に30,799千円減少しておりますが、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類計上額

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 減損損失 | 一千円 |
| ② 有形及び無形固定資産 | 14,931,353千円 |

(2) その他の情報

当社グループは、物流事業においては商圈ごとに、不動産事業においては物件ごとに資産のグループングを行い、減損の兆候の判定を行っています。減損の兆候は、継続的な営業活動から生ずる損益のマイナス、市場価格の著しい下落に加え、経営環境の著しい悪化や使用範囲の変化の有無等により判定しております。

減損の兆候があると判定された資産または資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識します。減損損失を認識する資産または資産グループにおいては、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または割引後将来キャッシュ・フローの総額のいずれか大きい金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

なお、当連結会計年度において不動産事業における一部の資産グループについて減損の兆候が生じていましたが、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りににおいては、過年度に入手した不動産鑑定評価をもとに公示価格、都道府県基準地価格及び路線価を用いて時点修正を行った正味売却価額を使用しております。過年度の不動産鑑定評価においては、取引事例比較法、開発法等による評価額を利用しております。これらの評価額の算定過程は見積りの不確実性を伴うため、今後の経済環境の変化等によっては翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

イ. 土地	1,780,451千円
ロ. 建物	6,269,226千円
計	<u>8,049,677千円</u>

② 担保に係る債務

イ. 短期借入金	100,000千円
ロ. 1年内返済予定の長期借入金	926,296千円
ハ. 長期借入金	4,866,438千円
計	<u>5,892,734千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,521,759千円

(3) 満期保有目的の債券10,000千円は、供託しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の 株式数 (千株)
普通株式	7,300	—	—	7,300

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年2月25日開催の第126回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 95,347千円
- ・ 1株当たり配当金額 16円
- ・ 基準日 2021年11月30日
- ・ 効力発生日 2022年2月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2023年2月22日開催予定の第127回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 94,739千円
- ・ 1株当たり配当金額 16円
- ・ 基準日 2022年11月30日
- ・ 効力発生日 2023年2月24日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとに期日管理及び残高管理を行いリスクの低減を図っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業未払金については、全てが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達です。長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（（注2）参照）。

単位：千円

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	10,072	72
その他有価証券	890,956	890,956	—
長期借入金	(5,792,734)	(5,715,640)	(△77,093)

- (※) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「受取手形及び営業未収入金」、「営業未払金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
3. 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

① 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

単位：千円

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	10,000	10,072	72
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
合計		10,000	10,072	72

その他有価証券における、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：千円

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	890,956	505,498	385,457
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		890,956	505,498	385,457

(注) 表中の取得原価は減損処理後の帳簿価額を含めております。

② 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

③ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

① 非上場株式(連結貸借対照表計上額452,976千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難なため「投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

② 長期預り保証金(連結貸借対照表計上額615,930千円)は、返済期日が未定であり、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表に記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
満期保有目的の債券	10,000	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	926,296	732,944	672,944	785,864	583,824	2,090,862

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	890,956	—	—	890,956

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	10,072	—	—	10,072
長期借入金	—	5,715,640	—	5,715,640

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のマンション、商業ビル、物流施設等を有しております。2022年11月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は816,954千円（営業利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
7,989,019	△198,680	7,790,339	16,763,860

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は建物設備等の取得（45,346千円）であり、主な減少額は減価償却費（244,026千円）であります。

3. 当連結会計年度末における時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	報告セグメント		
	物流事業	不動産事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	2,495,512	32,921	2,528,434
その他の収益	1,637,831	597,598	2,235,430
計	4,133,344	630,520	4,763,864

(注) 売上高のその他の収益は「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等(3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権の残高は次の通りです。なお、契約資産及び契約負債はありません。

単位：千円

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	309,075
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	316,560

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じた対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,791円89銭
(2) 1株当たり当期純利益 60円53銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年11月30日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,089,774	流 動 負 債	1,491,916
現 金 及 び 預 金	737,697	営 業 未 払 金	105,690
営 業 未 収 入 金	241,054	短 期 借 入 金	100,000
前 払 費 用	90,822	1年内返済予定の長期借入金	926,296
そ の 他	20,200	未 払 金	29,168
固 定 資 産	15,895,757	未 払 費 用	84,054
有 形 固 定 資 産	12,965,789	未 払 法 人 税 等	50,000
建 物	7,356,874	未 払 消 費 税	7,826
構 築 物	220,816	前 受 り 金	182,659
機 械 及 び 装 置	355,525	預 り 金	5,878
車 両 運 搬 具	27,899	災 害 損 失 引 当 金	342
工 具、器 具 及 び 備 品	121,706	固 定 負 債	6,112,415
土 地	4,882,966	長 期 借 入 金	4,866,438
無 形 固 定 資 産	31,976	繰 延 税 金 負 債	540,805
借 地 権	1,845	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	110,436
ソ フ ト ウ エ ア	23,491	長 期 預 り 保 証 金	572,548
そ の 他	6,639	資 産 除 去 債 務	22,187
投 資 そ の 他 の 資 産	2,897,991	負 債 合 計	7,604,332
投 資 有 価 証 券	1,343,932	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	130,825	株 主 資 本	9,113,768
出 資 金	4,680	資 本 金	2,527,600
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	715,000	資 本 剰 余 金	2,046,936
長 期 前 払 費 用	36,087	資 本 準 備 金	2,046,936
前 払 年 金 費 用	122,842	利 益 剰 余 金	5,729,196
差 入 保 証 金	434,800	利 益 準 備 金	180,330
会 員 権	8,328	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,548,866
そ の 他	101,494	災 害 準 備 積 立 金	2,598
資 産 合 計	16,985,531	別 途 積 立 金	290,070
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	947,285
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,308,912
		自 己 株 式	△1,189,963
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	267,430
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	267,430
		純 資 産 合 計	9,381,199
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,985,531

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

単位：千円

科 目	金 額	
売上高		4,075,835
売上原価		3,075,528
売上総利益		1,000,307
販売費及び一般管理費		536,127
営業利益		464,180
営業外収益		49,851
受取利息	7,521	
受取配当金	39,313	
その他の	3,015	
営業外費用		37,722
支払利息	37,573	
支払手数料	149	
経常利益		476,309
特別利益		186
有形固定資産売却益	186	
特別損失		41,601
有形固定資産除却損	2,651	
投資有価証券評価損	3,887	
災害による損失	35,063	
税引前当期純利益		434,894
法人税、住民税及び事業税	146,952	
法人税等調整額	△5,377	141,574
当期純利益		293,320

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から2022年11月30日まで)

単位：千円

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
2021年12月1日残高	2,527,600	2,046,936	2,046,936	180,330
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2022年11月30日残高	2,527,600	2,046,936	2,046,936	180,330

単位：千円

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計
	災害準備積立金	別 途 積 立 金	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	
2021年12月1日残高	2,598	290,070	987,333	2,236	4,068,654	5,531,223
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△95,347	△95,347
当 期 純 利 益					293,320	293,320
自己株式の取得						
固定資産圧縮積立金の取崩			△40,047		40,047	—
特別償却準備金の取崩				△2,236	2,236	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	△40,047	△2,236	240,257	197,972
2022年11月30日残高	2,598	290,070	947,285	—	4,308,912	5,729,196

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額 等合計	
2021年12月1日残高	△1,165,567	8,940,191	202,389	202,389	9,142,581
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△95,347			△95,347
当 期 純 利 益		293,320			293,320
自己株式の取得	△24,396	△24,396			△24,396
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			65,040	65,040	65,040
事業年度中の変動額合計	△24,396	173,576	65,040	65,040	238,617
2022年11月30日残高	△1,189,963	9,113,768	267,430	267,430	9,381,199

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は次の償却方法を採用しております。

建物

定額法

但し、1998年3月31日以前に取得した建物については、定率法を採用しております。

建物附属設備

定額法

構築物

定額法

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備、構築物については、若洲営業所を除いて定率法を採用しております。

機械及び装置

定額法

その他

定率法

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物

7年～59年

機械及び装置

10年～17年

その他

3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、取得価額の5％に到達した翌事業年度より、取得価額の5％相当額と備忘価額の差額を5年間にわたり均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

② 災害損失引当金

災害により被災した建物等の原状回復費用の支払いに備えるため、その見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき簡便法により計上しております。なお、当事業年度末においては前払年金費用を計上しているため、退職給付引当金は計上しておりません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に充てるため、内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 物流事業

倉庫業務

主な履行義務は、寄託を受けた貨物の保管及び入出庫荷役業務を行うことであり、保管業務では、寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役業務では、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、貸倉庫業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。また、倉庫業務のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

運送業務

主な履行義務は、貨物自動車等による貨物の運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取り以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

物流事業の取引の対価については、履行義務を充足してから概ね2ヶ月で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産事業

主にマンション、オフィスビル等の賃貸業務を行っており、不動産賃貸業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。

③ ヘッジ方針

金利リスクのある負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段およびヘッジ対象について毎決算期末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、物流事業の一部において、水道光熱費等の顧客が使用したものに係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は、従来の方法に比べて30,799千円減少し、売上原価も同様に30,799千円減少しておりますが、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

イ. 土地	1,642,824千円
ロ. 建物	5,827,535千円
計	<u>7,470,359千円</u>

② 担保に係る債務

イ. 短期借入金	100,000千円
ロ. 1年内返済予定の長期借入金	866,296千円
ハ. 長期借入金	4,626,438千円
計	<u>5,592,734千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,909,480千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

	東北丸八運輸(株)	丸八フリエイト(株)
① 短期金銭債権	2,502千円	20,062千円
② 短期金銭債務	32,247千円	10,777千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

	東北丸八運輸(株)	丸八フリエイト(株)
① 営業取引による取引高		
売上高	28,609千円	一千円
売上原価	343,320千円	41,893千円
販売費及び一般管理費	一千円	30,604千円
② 営業取引以外の取引高		
受取利息	一千円	7,485千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	1,340,806	38,000	—	1,378,806

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,093千円
未払賞与	13,720千円
未払社会保険料	2,920千円
役員退職慰労引当金	33,815千円
ゴルフ会員権評価損	1,094千円
資産除去債務	6,793千円
その他	10,457千円
繰延税金資産小計	74,896千円
評価性引当額	△41,987千円
繰延税金資産合計	32,908千円

繰延税金負債

前払年金費用	△37,614千円
固定資産圧縮積立金	△418,072千円
その他有価証券評価差額金	△118,027千円
繰延税金負債合計	△573,713千円
繰延税金負債の純額	△540,805千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

単位：千円

種類	名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東北丸八運輸(株)	93.75%	業務委託 役員等の兼任	倉庫の賃貸	28,609	営業未収入金	2,502
				荷役作業委託	343,320	営業未払金	32,247
子会社	丸ハクリエイト(株)	100.00%	金銭の貸付 役員等の兼任	金銭の貸付	—	関係会社 貸付金	735,000
				金銭の返済	70,000	—	—
				利息の受取	7,485	—	—
				担保受入	300,000	—	—

- (注) 1. 上記のうち、営業未収入金及び営業未払金には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引金額につきましては、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。
資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 当社の金融機関からの借入に対し丸ハクリエイト(株)より土地、建物の担保提供を受けております。
取引金額は、借入金残高を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,584円34銭
(2) 1株当たり当期純利益 49円27銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月10日

丸八倉庫株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 八 代 輝 雄 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸八倉庫株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月10日

丸八倉庫株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 八 代 輝 雄 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸八倉庫株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月12日

丸八倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 渡 邊 勝 之 ㊞

社外監査役 園 田 邦 一 ㊞

社外監査役 木 下 和 彦 ㊞

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

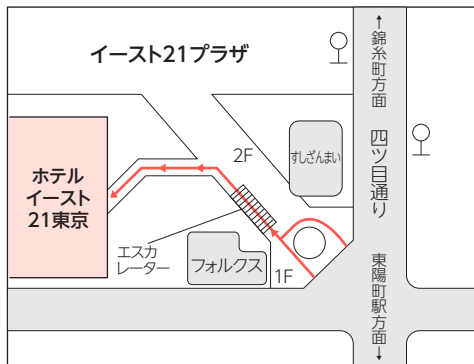
会場 ホテル イースト21東京 3階 永代の間

スマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、会場周辺のマップにアクセスすることも可能です。

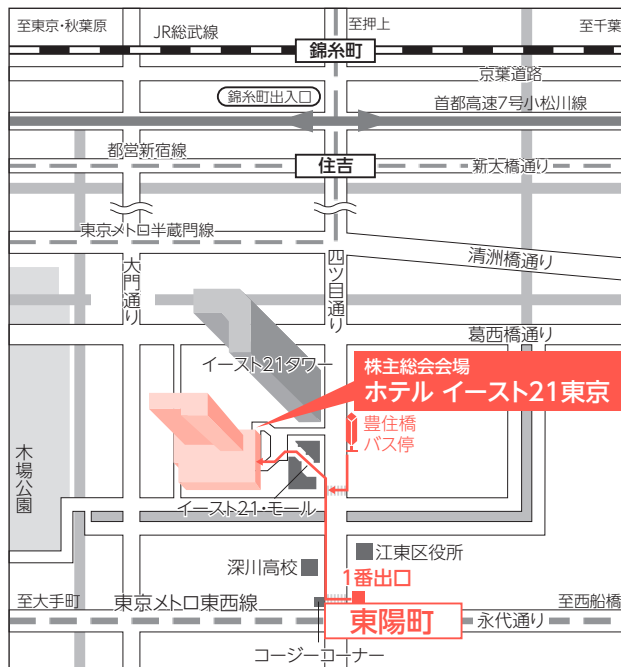


東京都江東区東陽六丁目3番3号
電話03-5683-5683

会場入口案内図



※総会会場は3階です。
フォルクス横（1階）のエスカレーターより、ロビーラウンジ（2階）へお上がり、更にエスカレーターで3階へお越しください。



最寄り駅のご案内

地下鉄 東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口下車、徒歩約7分

東陽町駅1番出口(大手町寄り)より右手にお進みください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限りご出席はお控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。